

市有財産活用手法検討シート

用途	施設名	東鷹栖書庫
	施設用途	書庫
	施設所在地	旭川市東鷹栖4条3丁目636-8、636-226
	都市計画区域区分	都市計画区域
建物	建築年度	昭和57年(築43年)
	建物延床面積	165.24m ²
	構造	木造モルタル塗 地上2階建
	法適合性の状況	耐震化 新耐震基準 バリアフリー 法適用前 アスベスト 外壁、軒天、屋根材、1階内壁に含有(いずれも非飛散性アスベスト) VOC対策 法適用前 省エネルギー 法適用前
	避難所指定の有無	なし
	建物に関する特記事項	建物裏側の外壁の崩れにより土台木材・柱材の劣化、2階床及び1階天井が重みで変形しており、使用する上で強度に危険性がある。
	有償貸付の見込み	・2階の床が荷重に耐えられない可能性が極めて高いため、改修工事が必要 ・現在、貸付利用の相談なし
	建物付売却の見込み	・2階の床が荷重に耐えられない可能性が極めて高いため、改修工事が必要 ・現在、購入の相談なし
	敷地面積	1,231.21m ²
	土地に関する特記事項	フェンスで囲われているほか、過去に資材置場や車庫として利用されており、一部にアスファルト等が敷かれている。なお、埋設物に関する記録などはない。
土地	土地売却の見込み	住宅街に位置し、東鷹栖支所及び東鷹栖公民館に面しており、売却できる見込みがある。
	庁内の利活用の意向	なし
用途廃止検討に際しての地域協議の状況		当該建物は、地域集会施設等といった公の施設ではないことに加え、強度面等の安全性に課題があり、本市及び地域での活用が難しいことから、地域協議は行っていない。
活用手法を検討する上での地域協議の必要性		当該建物は、地域集会施設等といった公の施設ではないことに加え、強度面等の安全性に課題があり、本市及び地域での活用が難しいことから、地域協議の実施は予定していない。
市有財産の活用手法		庁内活用 · 売却(建物解体) · 有償貸付

写真 1



写真 2



写真 3

